

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度横浜町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 32,000千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)  
が充てられる社会保障施策に要する経費 546,881千円

(単位:千円)

事業区分名		平成31年度 当初予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	296,207	25,397	270,810	158,235		33,000	79,575	4,656
	老人費	267,033	160	266,873	30,111		11,639	225,123	13,173
	児童措置費	1,203,872	15,667	1,188,205	560,883	353,400	187,847	86,075	5,037
保健衛生	保健衛生費	211,448	32,091	179,357	12,488	10,300	461	156,108	9,134
合計		1,978,560	73,315	1,905,245	761,717	363,700	232,947	546,881	32,000

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は一般財源の比率に応じて按分